

Data Line・Sales Guide 個別契約約款

第1条（総則）

1. Data Line・Sales Guide 個別契約約款（以下「本個別約款」といいます。）は、株式会社プロトコーポレーション（以下「プロト」といいます。）が提供する「Data Line」および「Sales Guide」（以下総称して「本サービス」といいます。）を利用する事業者（以下「事業者」といいます。）とプロトとの間の権利関係が定められています。
2. 本サービスの利用に際しては、プロトが別途定める「株式会社プロトコーポレーション 定型取引約款」（以下「定型取引約款」といいます。）と本個別約款の全文をお読みいただいた上で、本個別約款に同意いただく必要があります。

第2条（定義）

本個別約款において用いる用語の定義は以下に定めるとおりとします。

- (1) 「AI」とは、推論・判断などの知的な機能を人工的に実現するための研究、またはこれらの機能をそなえたコンピューターシステムを指します
- (2) 「AI生成物」とは、本サービスで得られる情報の内、AIにより生成された情報を指します
- (3) 「個人情報保護法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を指します
- (4) 「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に定める個人情報を指します
- (5) 「個別契約」とは、本サービスを利用するためにプロトと事業者との間で締結する契約を指します

第3条（適用範囲）

1. 本個別約款は、本サービスの提供条件および本サービスの利用に関するプロトと事業者との権利義務関係を定めることを目的とし、プロトと事業者との間の本サービスに関わる一切の關係に適用されます。
2. 本個別約款は、定型取引約款と併せて適用されるものとし、定型取引約款と本個別約款の内容とが相反する場合は、本個別約款が優先して適用されるものとします。

第4条（本個別約款の変更）

1. プロトは、事業者の一般の利益に適合する場合のほか、社会情勢、経済事情、税制の変動等の諸般の状況の変化、法令の変更、本サービスに関する実情の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、本サービスの目的の範囲内で、事業者の事前の承諾を得ることなく、本個別約款の内容を変更できるものとします。
2. プロトは、前項の定めに基づいて本個別約款の変更を行う場合は、変更後の内容をOK! PROTO上に表示しまたはプロトの定める方法により事業者に通知することで周知するものとし、この周知の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から、変更後の内容が適用されるものとします。
3. 事業者は第1項の定めに基づき本個別約款が変更された後において本サービスの利用継続を望まない場合、個別契約の解約を申し出ることができます。この場合、1ヶ月の猶予をもって事前に通知を行うことにより個別契約を解除できるものとします。

第5条（本サービスの変更・廃止）

1. 事業者は、本サービスのうち、個別契約において定めたものを利用することができるものとします。
2. プロトは、事業者に事前の通知をすることなく、本サービスの内容の一部または全部の変更、追加および廃止をすることができるものとします。ただし、本サービスの全部を廃止する場合には、プロトが適当と判断する時点で、事前に事業者にその旨を通知するものとします。
3. 本サービスのシステムおよびデザインその他本サービスの具体的な内容については、プロトがその裁量により決定および変更することができるものとします。
4. プロトは本条に基づく本サービスの提供の変更、追加および廃止ならびに中止によって生じた事業者の損害につき、プロトの故意または重過失を除き一切責任を負いません。

第6条（禁止事項）

1. 事業者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
 - (1) 第三者に本サービスの利用にかかる個別契約の内容を開示する行為
 - (2) プロトが本サービスを利用することを認めた者以外に本サービスを利用させる行為
 - (3) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれがある行為
2. プロトは、事業者の行為が前項各号のいずれかに該当しまたは該当するおそれがあると判断した場合、事前に事業者に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。

第7条（使用目的の制限・無断使用の禁止）

本サービスに掲載されている内容のすべてまたは一部について、電子的方法または機械的方法その他方法のいかんを問わず、プロトまたは正当な権利者の事前の承諾なく、譲渡、公衆送信、送信可能化、転載、転送または自らの事業のため以外の目的での使用等をおこなうこと、その他第12条第1項に列挙した権利を侵害することはできません。

第8条（本サービスの利用料金）

1. 本サービスの利用料金は別途個別契約にて定めるものとします。
2. 本サービスの利用料金の支払方法は、原則、口座自動振替とし、プロトが指定する金融機関の口座自動振替にて、当月分の利用料金を当月6日もしくは当月23日までに支払うものとします。ただし、口座自動振替の手続きが完了するまでの間は振込により利用料金の支払いを行うものとします。

第9条（免責事項）

1. プロトは、本サービスを通じて事業者が発生した損害に対し一切責任を負わないものとし、事業者に対する一切の損害賠償責任が存在しないことを事業者は承諾するものとします。ただし、プロトに故意または重過失がある場合は、この限りではないものとします。
2. 事業者は、本サービスの利用によって第三者に対し損害を与えた場合、プロトに損害を与えることのないよう、事業者は自己の責任と費用をもって解決するものとします。
3. プロトは、事業者が本サービスを利用することにより事業者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。
4. 事業者との間のインターネット回線の不具合または事業者がプロトの推奨する利用環境を満たして

いないこと等により、本サービスを利用することができないことがあっても、プロトは責任を負わないものとします。

第 10 条（情報の非完全性）

- 1.本サービスの内容は、プロトが独自に収集、分析し算出したデータとなり、実際の車両価値、相場推移等とは異なる場合があります。事業者は、本サービスの内容の目的適合性、真実性、完全性、正確性および適法性の有無について、自己の責任で必ず確認を行うものとします。
- 2.本サービスの一部には AI が使用されていますが、AI 生成物は実際の車両価値、相場推移等とは異なる場合があります。

第 11 条（情報の利用許諾）

事業者は、プロトが AI 生成物の精度を維持するまたは精度を高めることを目的として、事業者が本サービスに入力した情報を追加学習に使用することを許諾するものとします。

第 12 条（著作権）

- 1.本サービスによって提供する情報その他掲載されている文章・写真・デザイン・ロゴマーク・ソフトウェア等の著作権、商標権その他の知的財産権、肖像権・パブリシティ権、その他一切の権利は、プロトまたは正当な権利者に帰属します。
- 2.事業者が、本サービスの情報から選択してまたは体系的な構成をして、創造性を有するデータベースを作成したとき、および事業者のデータベースと組み合わせて創造性を有するデータベースを作成したときは、当該データベースの二次的著作権は事業者に属するものとします。ただし、事業者は当該データベースの部分を構成するプロトまたはプロトが使用許諾を得た著作物の著作権者の権利を侵害してはならないものとします。

第 13 条（個人情報の取扱い）

事業者は、本サービスの利用を通じて入手した個人情報について、個人情報保護法等関係法令の遵守をはじめ、必要な対策を講じて適切に管理し取り扱うものとします。

第 14 条（契約の有効期間）

- 1.本サービスの利用の契約期間は別途個別契約にて定めることとします。
- 2.プロトおよび事業者のいずれもが、契約期間終了の 1 ヶ月前までに、契約を終了させる意思を相手方に示さない場合は、契約は従前の契約条件および契約期間で自動更新されるものとします。

第 15 条（損害賠償）

事業者が本個別約款に違反してプロトに損害を与えた場合には、事業者はその損害を賠償するものとします。

第 16 条（残存条項）

本サービスの個別契約が終了した場合でも、第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、および第 17 条の効力は存続するものとします。

第 17 条（協議）

本個別約款その他契約に関する規定、規約等の解釈に疑義が生じた場合、またはそれらに規定されていない事項については、プロトおよび事業者は、協議の上円満に解決するものとします。

2020 年 12 月 1 日制定

【本サービスの請求に関する特約】

第 1 条（本特約の目的）

1. 本特約は、個別契約を締結した事業者と、本サービスを利用する者（以下、「利用者」といいます。）が相違し、かつ事業者と利用者の関係が本特約の第 2 条に該当する場合に適用される特約です。
2. 本特約が適用される場合、プロトは本サービスの利用にかかる利用料金の請求を、事業者に対して一括して行うことができるものとします。

第 2 条（本特約の対象）

下記のいずれかに該当する場合、本特約を適用できるものとします。

- （1）事業者と利用者が同一法人内に所属している場合
- （2）事業者と利用者間に資本関係がある場合
- （3）事業者と利用者間にフランチャイズ契約が取り交わされている場合
- （4）事業者と利用者間で共同事業または組合事業を営んでいる場合

第 3 条（利用者の本個別約款の遵守）

1. 本特約が適用される場合、事業者は、利用者に本個別約款の内容を遵守させるものとします。
2. 本特約が適用される場合に利用者が本個別約款に違反したときは、利用者の行為を事業者の行為とみなして、事業者がプロトに対して本個別約款に定める責任を負うものとします。

2020 年 12 月 1 日制定